3. 70歳以上「現役並み所得者」の判定に係る 経過措置について

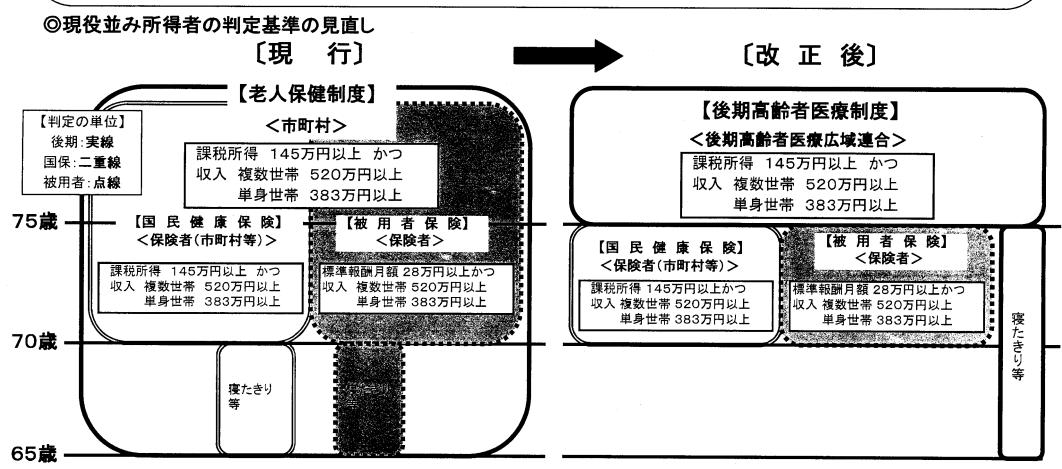
後期高齢者医療制度の創設による現役並み所得者の判定の経過措置について(案)

- 現役並み所得者(3割負担)に該当するかどうかについて、現行の国民健康保険制度では、同一世帯に属する70歳以上の方の被 保険者に係る所得及び収入により判定しています。
- 〇 今回の改正により、75歳以上の方については、独立した医療制度を創設することに伴い、後期高齢者となる同一世帯に属する75歳 以上の方が国保世帯からいなくなり、70歳~74歳の国保被保険者のみの所得及び収入により判定することとします。

これにより、一部の方については、新たに現役並み所得者と判定され、1割負担から3割負担となることから、激変緩和のため、平成 20年8月から平成22年7月まで、自己負担限度額を一般並み(月額62,100円)に据え置きます。

<経過措置対象者の要件>

課税所得145万円以上、かつ、年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する後期高齢者(旧国保被保険者)も含めた年収が520万 円未満 ※平成20年7月までは、施行前までになされた判定(公的年金等控除の見直しによる経過措置を含む。)が引き継がれます。



現役並み所得者の判定単位の変更による影響(案)

1. 夫の課税所得が145万円以上の場合

※ 夫70~74歳、妻75歳以上で、夫の収入が高い場合

上段:現行制度

→下段:改正後

夫婦収入合算520万円

未満 ←──┃── 以上

(1)夫383万円以上、夫婦520万円未満

夫:1割、妻》注割。

→ 夫:3割(妻:1割)

20年8月から2年間、自己負担限度額を一般 並みに据え置く経過措置を設ける

(2) 夫383万円以上、夫婦520万円以上

① 妻:383万円以上

(課稅所得145万円以上)

夫:3割、妻:3割

→ 夫:3割、妻:3割

② 妻:383万円未満

夫:3割、妻:3割

→ 夫:3割、妻:1割

↓ (3)夫383万円未満、夫婦520万円未満 未満

夫収

入383万円

夫:1割、妻:1割

→ 夫:2割、妻:1割

(4)夫383万円未満、夫婦520万円以上

夫:3割、妻:3割

→ 夫:2割、妻:1割

2. 夫の課税所得が145万円未満の場合・・・・・(3)

妻は1割負担のまま変更なく、夫は2割負担となる。

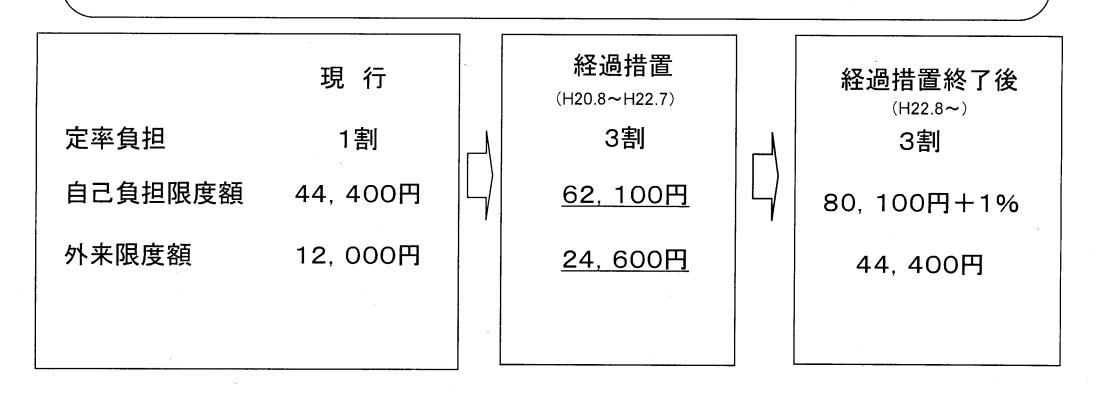
後期高齢者医療制度の創設による現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置(案)

後期高齢者医療制度の創設により、新たに現役並み所得者に移行する被保険者については、平成20年8月から平成22年7月まで、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

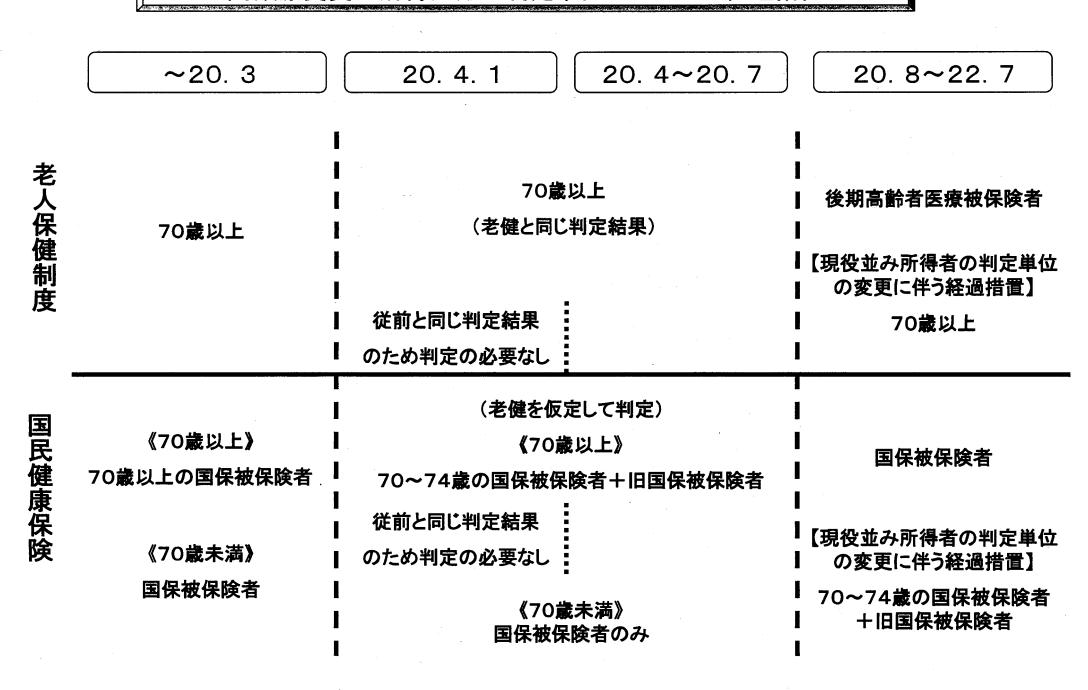
<経過措置対象者>

課税所得145万円以上かつ年収383万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する後期高齢者(旧国保 被保険者)も含めた年収が520万円未満である者

- ※後期高齢者についても、同様の経過措置を設ける。
- ※平成20年7月までは、施行前になされた判定(平成18年8月からの公的年金等控除の見直しに伴う経過措置を含む。)を引き継ぐ。



高額療養費の所得区分の判定単位についての経過措置



現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置(平成20年8月~平成22年7月)

1. 趣旨

平成20年4月の後期高齢者医療制度の創設により現役並み所得者の判定単位の変更が行われることに伴い、新たに現役並み所得者になる者の負担を軽減するため、経過措置を講ずる。

2. 経過措置(案)

平成20年8月~平成22年7月までの2年間、次の要件を満たす者の自己負担限度額を一般に据え置く。

- ① 所得145万円以上の70~74歳の単身の被保険者であって、収入383万円以上であること
- ② 世帯内にいる旧国保被保険者も含めた収入が520万円未満であること
 - ・ 判定単位の変更に伴い、新たに現役並み所得者となる者のみが経過措置の対象者となる。
 - 本経過措置は、急激な負担増を緩和するため設けるものであるので、負担割合は新制度の基準により3割とするが、月の負担の上限である自己負担限度額について緩和する措置を設ける。

(平成18年8月から2年間実施している、公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役がおのでである。)

〇 旧国保被保険者(再掲)

旧国保被保険者とは、後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第52条の規定により後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日の属する月以後4年が経過する月までの間であるものに限る。)のうち、次の(ア)及び(イ)に該当する者をいう。

- (ア)後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において国民健康保険の被保険者の資格を有する者
- (イ)後期高齢者医療の被保険者の資格を取得した日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主と当該日以後継続して同一の世帯に属する者(当該日に国民健康保険の世帯主であった場合にあっては、当該日以後継続して国民健康保険の世帯主である者)
- ※ 後期高齢者医療制度の被保険者及び被用者保険の70歳以上の被保険者についても、類似の経過措置を設けることとする。

高額療養費の所得区分の判定単位について(平成20年4月~7月)

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行すること(以下「国保からの移行」という。)により、国保被保険者の所得区分が変更されるケースが想定されるが、後期高齢者医療制度の円滑な施行のため、平成20年4月から7月まで、後期高齢者医療制度と同様に、従前の所得区分を引き継ぐ経過措置を講ずる。

1. 内容

70歳以上の所得区分の判定について、

- ① 現役並み→(旧)国保70歳以上の世帯員全員の課税所得・収入で判定 (新)国保70歳以上の世帯員**及び旧国保被保険者**全員の課税所得・収入で判定 ※ 次ページ参照
- ② 低所得 [→(旧)世帯主及び世帯の被保険者全員が住民税課税対象所得がない場合 (新) 世帯主及び世帯の被保険者及員が住民税課税対象所得がない場合
 - (新)世帯主及び世帯の被保険者**及び旧国保被保険者**全員が住民税課税対象所得がない場合
- ③ 低所得Ⅱ→(旧)世帯主及び世帯の被保険者全員が市町村民税非課税の場合
 - (新)世帯主及び世帯の被保険者**及び旧国保被保険者**全員が市町村民税非課税の 場合
- 4 一般 \rightarrow 1、2、3以外

とする経過措置を設けることとし、平成20年3月と同じ範囲の者の所得・収入で判定することとなるため、世帯主の変更や世帯分割等がない限り、平成20年4月から7月までの間は国保からの移行による国保被保険者の所得区分の変更を行わない。

※ 70歳以上の国保被保険者に係る所得区分「現役並み所得者」の判定については以下の通り判定する。 (第1段階:課税所得による判定) (旧) 国保70歳以上の世帯員全員の課税所得で判定(職権) (新)国保70歳以上の世帯員及び旧国保被保険者全員の課税所得で判定(職権) 【A】課税所得額145万円未満 → 2割(所得区分「一般」) 【B】課税所得額145万円以上 213万円未満 → 基準収入額適用申請へ (申請しなければ、3割・限度額「一般」) 【C】課税所得額213万円以上 → 基準収入額適用申請へ (申請しなければ、3割・限度額「現役」) (第2段階:基準収入額適用申請) (旧) 国保70歳以上の世帯員全員の収入で判定(申請) (新)国保70歳以上の世帯員**及び旧国保被保険者**全員の収入で判定(申請) 【B】が申請した場合 《旧国保被保険者が世帯内にいない ・383万円未満 → 2割 国保70歳以上単身世帯》 ·383万円以上 484万円未満 → 3割・限度額「一般」 《複数世帯 ・520万円未満 → 2割 (旧国保被保険者と同居する ·520万円以上 国保了〇歳以上単身世帯を含む。)》 621万円未満 → 3割·限度額「一般」 【C】が申請した場合 《旧国保被保険者が世帯内にいない ·383万円未満 → 2割 国保70歳以上単身世帯》 ・383万円以上 484万円未満 → 3割・限度額「一般」 《複数世帯 (旧国保被保険者と同居する ・520万円未満 → 2割 国保了の歳以上単身世帯を含む。)》 ·520万円以上 621万円未満 → 3割・限度額「一般」